

相続税申告書の 代理送信等に関するQ&A

令和 4 年 3 月

国税庁資産課税課

目 次

1	対象年分（令和 3 年10月 1 日更新）	1
2	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否（令和 3 年10月 1 日更新）	1
3	申告書の提出先	1
4	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等	2
5	e-Taxに対応していない申告書の提出方法（令和 3 年10月 1 日更新・追加）	5
6	各帳票の単独送信の可否（令和 3 年10月 1 日更新）	6
7	財産取得者が法人の場合	6
8	開始届出書の提出先	7
9	利用者識別番号の取得	7
10	申告書の作成方法	9
11	申告書の送信	10
12	受信通知（令和 3 年10月 1 日更新）	12
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類（令和 3 年10月 1 日更新）	12
14	イメージデータの送信方式	13
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量（令和 3 年10月 1 日更新）	13
16	光ディスク等による添付書類の提出（令和 4 年 3 月31日追加）	14
17	添付書類の提出省略	15
18	マイナンバーの記載等（令和 3 年10月 1 日更新）	15

《対象年分》（令和３年 10 月 1 日更新）

問 1 相続税の申告書の e-Tax による提出（送信）は、何年分の申告から対象となりますか。

【答】

相続税の申告書は、令和元年分の申告（2019 年 1 月 1 日以降に相続等により財産を取得した人の申告）から e-Tax の対象となります。

なお、相続税の申告書は、令和元年 10 月 1 日（火）から、e-Tax による提出（送信）が可能となっています。

《修正申告書の e-Tax による提出（送信）の可否》（令和３年 10 月 1 日更新）

問 2 相続税の修正申告書を e-Tax により提出（送信）することはできますか。

【答】

相続税の修正申告書は、問 1 と同様に令和元年分の申告（2019 年 1 月 1 日以降に相続等により財産を取得した人の申告）から e-Tax の対象となります。

なお、相続税の修正申告書は、令和 3 年 1 月 4 日（月）から、e-Tax による提出（送信）が可能となっています。

《申告書の提出先》

問 3 相続税の申告書の提出（送信）は、どの税務署に行うのですか。

【答】

相続税の申告書の提出（送信）先は、書面で提出する場合と同様に、被相続人の死亡の時ににおける住所地を管轄する税務署となります。

《e-Tax により提出（送信）可能な申告書等》

問 4 e-Tax により提出（送信）可能な相続税の申告書には、どのようなものがありますか。

【答】

e-Tax により提出（送信）可能な相続税の申告書は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧①（令和 4 年 3 月現在）

手続	帳 票 名	
相 続 税 申 告	第 1 表	相続税の申告書
	第 1 表(続)	相続税の申告書(続)
	第 1 表の付表 2	還付される税額の受取場所
	第 2 表	相続税の総額の計算書
	第 4 表	相続税額の加算金額の計算書
	第 4 表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 5 表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第 6 表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第 7 表	相次相続控除額の計算書
	第 8 表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第 9 表	生命保険金などの明細書
	第 10 表	退職手当金などの明細書
	第 11 表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第 11 の 2 表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 11・11 の 2 表の付表 1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
	第 11・11 の 2 表の付表 1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1)
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1 の 2)
	第 13 表	債務及び葬式費用の明細書
	第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
	第 15 表	相続財産の種類別価額表
	第 15 表(続)	相続財産の種類別価額表(続)

手続	帳 票 名	
相続税修正申告	第 1 表	相続税の修正申告書
	第 1 表(続)	相続税の修正申告書(続)
	第 1 表の付表 2	還付される税額の受取場所
	第 2 表	相続税の総額の計算書
	第 4 表	相続税額の加算金額の計算書
	第 4 表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 5 表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第 5 表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書(付表)
	第 6 表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第 7 表	相次相続控除額の計算書
	第 8 表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第 9 表	生命保険金などの明細書
	第 10 表	退職手当金などの明細書
	第 11 表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第 11 の 2 表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 11・11 の 2 表の付表 1(修正申告用)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1)
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1 の 2)
	第 13 表	債務及び葬式費用の明細書
	第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
	第 15 表(修正申告用)	相続財産の種類別価額表

(参考 1)

相続税の申告書とともに提出(送信)が可能な手続帳票は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧②(令和 4 年 3 月現在)

手続	帳 票 名
相続税申告	相続税の申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面

手続	帳 票 名
相続税修正申告	相続税の修正申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面

(参考 2)

e-Tax で提出(送信)が可能な相続税の申請・届出等の手続帳票として、「相続税の更正の請求書」、「納税管理人届出書」及び「納税管理人解任届出書」があります。

《e-Tax に対応していない申告書の提出方法》（令和 3 年 10 月 1 日更新）

問 5－1 納税猶予等の特例の適用を受ける場合など、e-Tax に対応していない申告書（申告書第 3 表や第 8 の 8 表など）の提出が必要なときは、電子申告をすることができますか。

【答】

e-Tax に対応していない申告書（申告書第 3 表や第 8 の 8 表など）の提出が必要な場合であっても、電子申告を行うことは可能です。

この場合、e-Tax に対応していない申告書は、申告・申請等データの送信時にイメージデータ（PDF 形式）にして、他の添付書類とともに送信することが可能です（問 14 参照）。ただし、申告書第 1 表の付表 1 「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」を除きます（問 5-2 参照）。

なお、イメージデータ（PDF 形式）で提出（送信）が可能な申告書様式の詳細については、e-Tax ホームページを御確認ください。

（注）イメージデータ（PDF 形式）で提出（送信）する申告書は、添付書類の先頭にして送信いただきますよう、御協力をお願いします。

（掲載場所）

ホーム > 税理士及び税理士法人等の方 > 添付書類のイメージデータによる提出について > 対象となる添付書類 > イメージデータにより提出可能な添付書類

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

（参考）

「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」は、以下のとおり e-Tax のメッセージボックス内に格納されている受信通知からダウンロードすることができます。

※ メッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、原則として電子証明書が必要になります。

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告等内容

届出先	仙台北税務署
利用番号識別番号	
氏名又は名称	国税 次郎
受付番号	
受付日時	
種目	相続税
相続開始年月日	平成31年04月01日
被相続人の氏名	国税 太郎
申告納税額	500,000円
申告期限までに納付すべき税額	—
備考	HUBH275I:ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

添付書

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

納付区分番号通知

ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、以下のボタンより「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
交付日付は申告データを提出した日付となります。
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告等内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

5

（令和 3 年 10 月 1 日追加）

問 5－2 相続税の申告書第 1 表の付表 1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の提出が必要なときは、電子申告をすることはできないのですか。

【答】

相続税の申告書第 1 表の付表 1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の様式は e-Tax に対応しておらず、また、納税義務を承継した者の利用者識別番号を入力することができないため、電子申告を行うことはできません。

このため、納税義務を承継した者に係る申告については、別途書面で提出していただくことになります。

（注）申告書第 1 表の付表 1 は、イメージデータ（PDF 形式）で提出しないようお願いします。

《各帳票の単独送信の可否》（令和 3 年 10 月 1 日更新）

問 6 申告書等（XML 形式）の一部に送信漏れがあったため、再度送信したいのですが、送信漏れの申告書等を単独で送信することはできますか。

【答】

送信漏れとなった申告書（XML 形式）の一部を単独で送信することはできません。

申告書の一部について送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

なお、税務代理権限証書については、単独で送信することができます。

一方、税理士法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する添付書面については、単独で送信することはできませんので、当該書面が送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

（注）e-Tax に対応していない申告書（PDF 形式）は、問 14《イメージデータの送信方式》と同様の取扱いとなります。

《財産取得者が法人の場合》

問 7 財産取得者が一般社団法人等の場合、e-Tax により申告を行うことができますか。

【答】

財産取得者が一般社団法人等の場合や、人格のない社団又は財団（相続税法第 66 条第 1 項）の場合においても、e-Tax により申告を行うことができます。

《開始届出書の提出先》

問 8 新たに e-Tax を利用するために必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。

【答】

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、財産取得者の住所地を管轄する税務署に提出してください。

なお、財産取得者が所得税について事業所等の所在地を納税地としている場合には、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、事業所等の所在地（所得税の納税地）を管轄する税務署に提出してください。

（参考）

即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」を以下の方法でオンライン提出してください。

- ① 国税庁が提供する「e-Tax の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から作成・送信

送信が完了すると、送信者である税理士等の端末（パソコン）に「利用者識別番号等の通知」画面が表示されます。

なお、「利用者識別番号等の通知」は、関与先の納税者のメッセージボックスには格納されますが、税理士等のメッセージボックスには格納されません。

- ② 国税庁が提供する e-Tax ソフト又は国税庁の仕様公開に基づいて作成された会計ソフトで作成・送信

送信が完了すると、「利用者識別番号等の通知」が、税理士等及び関与先の納税者のメッセージボックスに格納されます。

《利用者識別番号の取得》

問 9 所得税や贈与税などの申告を e-Tax により行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告の e-Tax のために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。

【答】

既に利用者識別番号を取得している方については、その利用者識別番号を用いて相続税の申告を e-Tax により行うことができますので、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要はありません。

なお、誤って利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合は、最後に取得した利用者識別番号が有効となり、古い利用者識別番号に係るメッセージボックスが確認できなくなりますので、御注意ください。

（参考）

利用者識別番号を誤って二重に取得すると、これまでに e-Tax により申告等を行った内容がメッセージボックスから確認できなくなるため、利用者識別番

号の取得の有無などを十分確認する必要があります。

なお、利用者識別番号が分からない場合は、①過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵送物など、②確定申告書等作成コーナーの保存データ（.data）がある場合はデータを読み込み、その入力内容、③e-Tax ソフトを利用している場合はメッセージボックスの確認を行った際に表示される「受付システムログイン用暗証番号入力」画面などから、利用者識別番号を確認することができます。

（利用者識別番号を確認することができない場合）

利用者識別番号を確認することができない場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出してください。

利用者識別番号がある場合は、既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が税務署から納税者本人に郵送されます。

利用者識別番号がない場合は、その旨を税務署から電話によりお伝えしますので、即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」をオンラインで提出してください（問8の【答】のとおり）。

《申告書の作成方法》

問 10－ 1 申告書はどのようにして作成・送信するのですか。

【答】

e-Tax ソフト^{※1}又は民間の税務会計ソフトにより相続税の申告書を作成・送信してください。

なお、e-Tax ソフト（WEB 版）^{※2}及び確定申告書等作成コーナーでは、相続税の申告書を作成することはできません。

※1 e-Tax ソフトは、e-Tax ホームページからダウンロードできます。

なお、e-Tax ソフトは、確定申告書等作成コーナーのように、画面の案内に従って金額等を入力することにより税額等が自動計算されるものではなく、利用者自身が計算した金額等を直接入力するソフトです。

2 e-Tax ソフト（WEB 版）は、e-Tax ソフトの基本的な機能をインターネットを経由して Web ブラウザ上で使用できるように提供しているシステムです。

（参考）

e-Tax ソフト及び e-Tax ソフト（WEB 版）は、民間の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「. xtx」のもの）を組み込み、署名・送信することができます。

問 10－ 2 e-Tax ソフト等における I T 部^{※1}に入力する納税者は、誰（相続人代表、申告書第 1 表の財産取得者の 1 人目など）を入力すればよいですか。

【答】

I T 部については、特定の納税者を入力する仕様ではありません（税理士が財産取得者である場合を除きます。^{※2}）。そのため、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、I T 部にはその財産取得者のうち、任意の 1 名を選択し、入力してください。

なお、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の住所、氏名及び利用者識別番号の欄には、I T 部に入力した財産取得者の情報が表示されます。

※1 I T 部とは、e-Tax の各帳票で共通的に記入する納税者等に関する情報及び申告・申請に関する情報です。各帳票個別部分の該当する情報は、I T 部に入力した情報を参照しています。

2 財産取得者である税理士が、他の財産取得者の申告もまとめて提出（送信）する場合は、I T 部（財産取得者に関する項目）には他の財産取得者の情報を入力してください（I T 部（財産取得者に関する項目）に税理士の情報を入力した場合、他の財産取得者の申告等データはエラーとなります。）。

《申告書の送信》

問 11－1 書面における申告と同様に、相続税申告の e-Tax においても複数の財産取得者の申告をまとめて連署により行うことができますか。

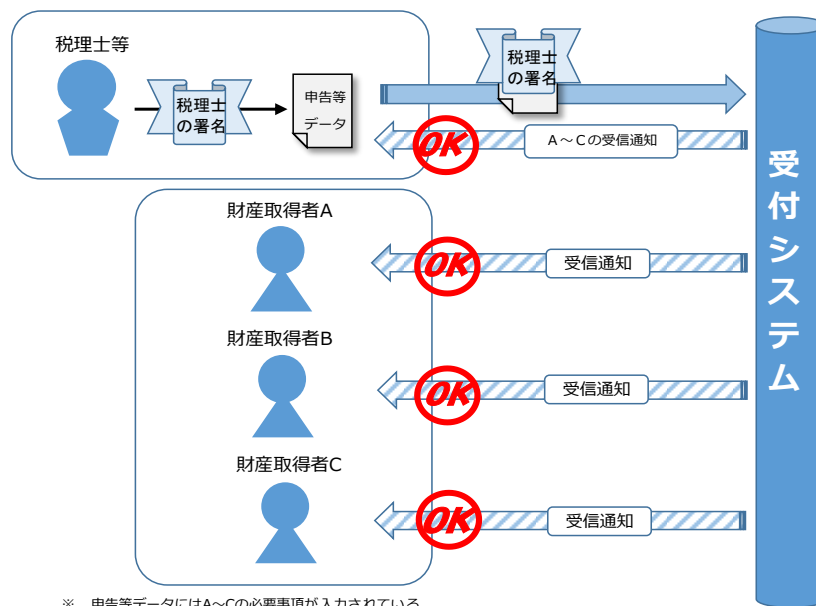
【答】

税理士等が代理送信を行う場合は、1回の送信につき最大9名分までの財産取得者の申告をまとめて行うことができます。

なお、財産取得者が9名を超える場合、2回目以降の送信で残りの財産取得者を入力することにより、申告書を提出（送信）することができます。

また、税理士等が①税理士情報を入力し、②電子署名を付して代理送信することで納税者本人の電子署名を省略して申告書を提出（送信）することができます。

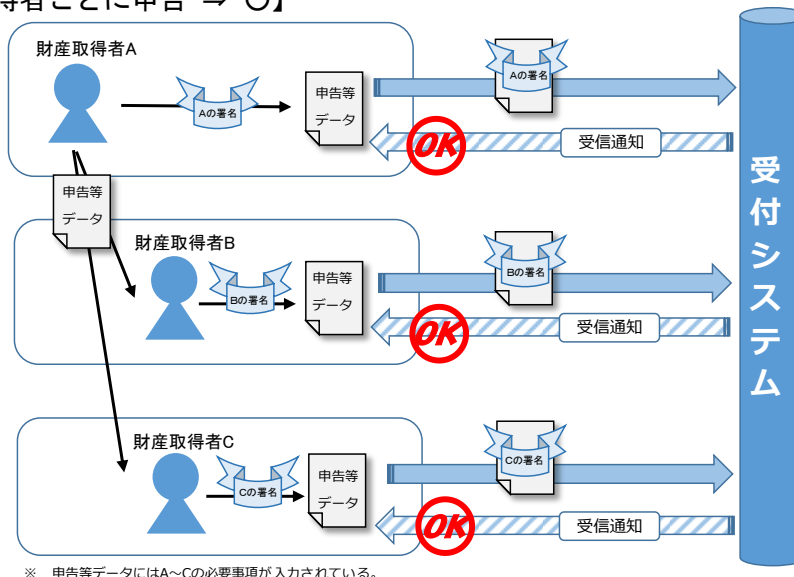
【税理士等による代理送信】



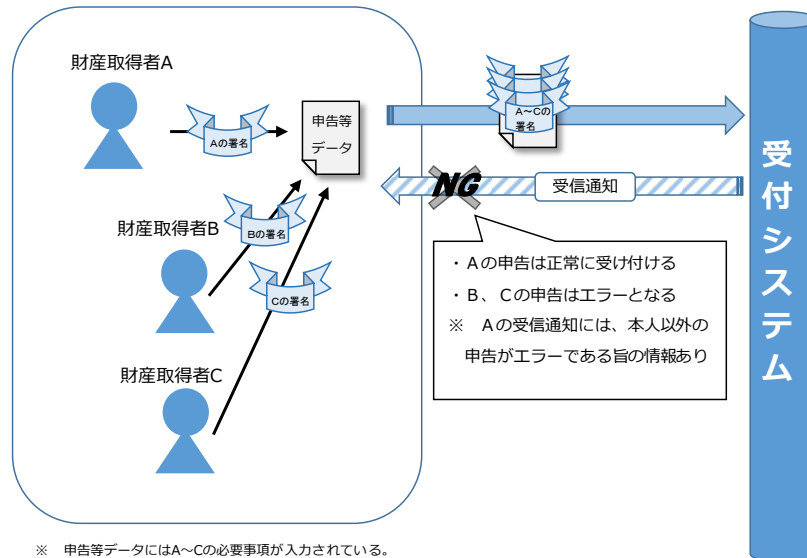
(参考)

納税者本人が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を提出（送信）します。

【財産取得者ごとに申告 ⇒ ○】



【他の財産取得者と共同して申告 ⇒ ×】



問 11－2 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、その送信する申告等データに住所・氏名や金額等が入力されている全ての財産取得者が相続税の申告書を提出したことになりますか。

【答】

申告等データについては、住所・氏名や金額等の相続税の申告に必要な事項に加え、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けることになります（利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。）。

したがって、複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりません。

（注） 税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については、入力しないよう御注意ください。

《受信通知》（令和3年10月1日更新）

問12 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合、受信通知はどのようにメッセージボックスに格納されますか。

【答】

正常に申告等データを受信した場合は、税理士等及び全ての財産取得者（利用者識別番号の入力がある財産取得者に限ります。）のメッセージボックスに正常に受信した旨の受信通知が格納されますので、代理送信した全ての財産取得者の受信通知が届いていることを必ず確認してください。

なお、正常に申告等データを受信できていない場合は、エラー内容を示した受信通知等が税理士等のメッセージボックスにのみ格納されますので、エラー内容を確認の上、正しい申告等データを再度送信してください。

※ 税理士等のメッセージボックスには、申告等データを送信した財産取得者の人数分の受信通知（受付番号は全て同じです。）が格納されます（3名の財産取得者の申告等データを送信した場合は、3件の受信通知が格納されます。）。

《イメージデータ送信の対象となる添付書類》（令和3年10月1日更新）

問13 相続税の申告書の添付書類をイメージデータにより提出（送信）することができますか。

【答】

戸籍の謄本などの法定添付書類のほか、提出をお願いしている書類についてもイメージデータにより提出（送信）することができます。

詳細については、e-Tax ホームページを御確認ください。

（掲載場所）

ホーム ＞ 税理士及び税理士法人等の方 ＞ 添付書類のイメージデータによる提出について ＞ 対象となる添付書類 ＞ イメージデータにより提出可能な添付書類
<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

- （注）1 添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出（送信）することができます。
- 2 イメージデータによる提出（送信）に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いします。

《イメージデータの送信方式》

問 14 添付書類のイメージデータ送信については、どのような送信方法がありますか。

【答】

申告等データの送信時に、当該データとイメージデータを同時に送信する方式（同時送信方式）と申告等データの送信後に受信通知から追加で送信する方式（追加送信方式）があります。

追加送信方式は、申告等データの受信通知の格納後 1 年間に限り、同一の受付番号に対して 10 回まで送信可能で、同時送信方式と併用することで合計 11 回送信することができます（※）。

※ 複数の財産取得者の申告等データを送信した場合において、各財産取得者の受付番号は同一であるため、イメージデータを送信できる回数は、同時送信方式と追加送信方式の併用により合計11回となります。

なお、「添付書類送付書」の利用者識別番号及び氏名の欄には、選択した受信通知に係る財産取得者の利用者識別番号及び氏名が表示されます。

《イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量》（令和3年10月1日更新）

問 15 添付書類のイメージデータ送信について、送信可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

イメージデータによる送信が可能なファイル数及びデータ容量は以下のとおりです。

なお、イメージデータによる提出（送信）に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いします。

項 目	1 送信当たりの上限	追加送信方式を併用（最大 11 回）
ファイル数	136 ファイル	最大 1,496 ファイル
データ容量	PDF ファイル合計で 8.0MB	PDF ファイル合計で最大 88.0MB

《光ディスク等による添付書類の提出》（令和４年３月３１日追加）

問 16－１ 添付書類を光ディスク等で提出することはできますか。

【答】

令和４年４月１日以後に相続税申告書をe-Taxにより提出(送信)する場合、イメージデータにした添付書類については、光ディスク又は磁気ディスク（光ディスク等）にまとめて保存し、提出することができます。

なお、光ディスク等により添付書類を提出する際には、「受付番号等情報.CSV」の作成やラベル面への所定項目の記載などが必要になりますので、詳細について、e-Tax ホームページを御確認ください。

おって、提出の際には、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を出力の上、併せて提出いただきますようお願いいたします。

掲 載 情 報	掲 載 場 所
e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）	ホーム ＞ 利用可能手続一覧 ＞ 相続税申告 ＞ e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要） https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/attached_document.pdf
e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項	ホーム ＞ 利用可能手続一覧 ＞ 相続税申告 ＞ e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/hikaridisc_souzoku.htm

問 16－２ 光ディスク等に保存可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

光ディスク等に保存可能なファイル数及びデータ容量は、１枚当たり 1,000 ファイルまで、１ファイル当たり 50.0MB までです。

《添付書類の提出省略》

問 17 相続税の申告を e-Tax により行う場合には、所得税の確定申告を行う場合の「生命保険料控除の証明書」や「寄附金控除の証明書」のように、添付書類について提出を省略できるものはありますか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合には、添付書類について提出を省略できるものではありません。

《マイナンバーの記載等》（令和 3 年 10 月 1 日更新）

問 18 相続税の申告を e-Tax により行う場合、書面による申告の場合と同様に、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）は必要ですか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合においても、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）が必要になりますが、以下の表のとおりマイナンバー制度に係る添付書類を省略でき、財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます（利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）も不要です。）。

提出方法 本人確認書類等	e-Tax	（参考）書面提出
① 税務代理権限証書の添付	必要 (送信された税務代理権限証書データにより確認)	必要
② 税理士証票の写しの添付	必要なし (税理士の電子証明書により確認)	必要
③ 関与先の番号確認書類の添付	必要なし (税務署のシステムにより確認)	必要

※ 税理士等が代理で申告する場合は、税務署において、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の番号確認を行います。